

番 号	19 - 9
案件名	「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の考え方について
意見募集期間	令和 2 年 3 月 23 日 から 令和 2 年 4 月 13 日まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	2
ファクシミリ	0
郵 送	0
窓 口	0
合 計	2

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

合計意見数	7 件
-------	-----

【旅館業法施行条例改正案に関することについて】（3件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	木造住宅密集地では、宿泊施設の営業を許してはならない。宿泊施設の近くに学校などの教育施設がある場合、教育委員会への意見聴取を行っているが空文化しているため、意見聴取する方法を構築してほしい。	旅館業法第3条第4項において、施設の100m以内に、学校や保育園等の教育施設がある場合は、その施設を所管する行政庁へ意見を求めることと定められています。この規定に則り教育委員会へ意見照会を行い、適正に審議されています。また、現地調査により、確認及び指導等も適切に行っています。今後も、関係部署との連携を図りながら、宿泊施設の監視指導を適切に進めてまいります。

2	周辺住民の生活環境への悪化防止は当然のことであるが、なぜ条例で規定していなかったのか。	旅館業法や条例は、公衆衛生の向上を目的として規定され、施設の衛生管理に主眼がおかれていたため、周辺住民の生活環境への悪化の防止については規定がされていませんでした。平成30年6月の旅館業法改正により、集合住宅の1室など小規模な施設でも旅館業が出来るようになり、周辺住民とのトラブルや生活環境の悪化などの問題が増えてきました。このたび周辺住民の良好な生活環境の確保を図るため、条例を改正するものです。
3	簡易宿所における玄関帳場の設置の規定は、パブリック・コメント後も削除せず、条例に残してほしい。	旅館・ホテル営業については、政令や規則で玄関帳場やそれに替わる設備を有することが規定されています。簡易宿所においても、同様の設備が必要と考えているため、条例に規定するものです。

【住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例改正案に関することについて】（1件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	周辺住民に対する事前周知について、条例制定時のパブリック・コメントの際に意見として出ていたが、反映されなかった。今回は、条文に残してほしい。	条例制定後、制限区域外においても、事前周知がないことによる周辺住民とのトラブルが増えてきたため、区内全域において事前周知を義務付けることを条例に規定していきたいと考えております。

【その他の意見・要望について】（3件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	騒音やごみ捨て等の問題で迷惑を掛ける事業者は、区のサイト上で「悪質」管理業者・仲介業者として、住所や名称等を公表すべきである。無許可・無届出者の場合は、処分内容等の詳細も開示し、周辺住民に対しても注意喚起すべきではないか。	公表については、法に規定がないため、現在のところ考えておりません。騒音やごみ捨て等の問題については、これまででも事業者に対し指導を行ってきました。さらに周辺住民の生活環境への悪化防止の規定を設けることにより、今後も事業者に対し指導してまいります。
2	他区で実施している行政への事前相談、現地調査、建築士による確認といった、事業者の適法性を担保するための他の方策はないのか。	旅館業及び住宅宿泊事業について、事業者からの事前相談の際に、消防法や建築基準法など他の法令も遵守するよう指導しています。また、旅館業については、許可申請時や立入検査の際に事業者の運営状況をより詳しく確認しています。

3	オリンピック・パラリンピックやインバウンド需要など、実害無視で推進されてきた経済優先政策は、COVID-19の蔓延により、総て水泡と帰した。この先、保健所主導で条例案を抜本的に見直して頂きたい。	今後も、感染症等の公衆衛生及び良好な生活環境の確保に向けた規定の整備を行ってまいります。
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

3. 提出された意見により変更した箇所とその理由

なし